

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

おいらせ町の洪水ハザードマップによると、次の区域が洪水による浸水想定区域とされている。

①区域のほぼ全域が浸水

上新町、八幡町、中央町、本町1～6丁目、下前田、肴町、大工町、新町、七軒町、いちょう団地、くるみ団地、堀切川、川口、三田、奥入瀬団地、三田団地

②区域の一部が浸水

洗平、新敷、本村、鍋久保、三本木、阿光坊、木内々、間木、染屋、木崎、中野平、秋堂、向坂、苗振谷地、根岸、藤ヶ森、日ヶ久保、明神下、横道、深沢

最大で5m～10m未満の浸水が予測されている区域があるほか、家屋倒壊等をもたらすような氾濫発生が想定される「早期の立ち退き避難が必要な区域」に指定されている区域も一部ある。

おいらせ町洪水ハザードマップは、奥入瀬川の氾濫と明神川の氾濫により浸水が想定される区域を表示しており、概ね1,000年に一度起こる規模の大雨を想定している。

(土砂災害：ハザードマップ)

おいらせ町の土砂災害ハザードマップによると、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が、町内各地に点在している。土砂災害警戒区域の指定は全38箇所存在し、その全てが急傾斜地の崩壊である。このうち、土砂災害特別警戒区域に指定されているのは19箇所である。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの確率論的全国地震動予測地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で奥入瀬川沿いでは26%～100%の確率で、その他の地域では6%～26%の確率で発生すると予想されている。

(H24・25年度青森県地震・津波被害想定調査では、太平洋側海溝型地震が発生した際、おいらせ町は震度6強と予測されている。)

(津波：ハザードマップ)

おいらせ町の津波ハザードマップによると、沿岸付近及び奥入瀬川、明神川沿いの広い範囲において津波による浸水が想定されている。中には、最大で20m以上の浸水が予想されている区域もある。

地震発生からおよそ50分程度でおいらせ町沿岸に津波が到達し、その予想される最大津波高は21.1mとされる。

(その他)

当地では、明治29年6月15日、北海道から関東にかけて発生した大地震により、死傷者及び住家損壊等の被害を受けた(三陸大津波)。昭和35年5月24日、南米チリの地震余波で、東北地方の太平洋一帯に発生した津波により、負傷者及び住家損壊等の被害を受けた(チリ地震津波)。昭和43年5月16日、青森県東北沖を震源とするマグニチュード7.9、最大震度5の地震により、住家損壊等の被害を受けた(十勝沖地震)。平成6年12月28日、三陸沖を震源とするマグニチュード7.6、最大震度6の地震により、住家損壊等の被害を受けた(三陸はるか沖地震)。平成23年3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7の地震と、それに伴う津波により、負傷者及び住家損壊等の被害を受けた(東日本大震災)。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、おいらせ町においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 800人
- ・ 小規模事業者数 594人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	卸売業	31	21	町内に広く分散している
	小売業	317	195	町内に広く分散している
	サービス業	179	153	飲食業は商店街と大型商業施設に多い
	その他	273	225	町内に広く分散している
合計		800	594	

(3) これまでの取組

1) おいらせ町の取組

- ・ 地域防災計画の策定（風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編）
- ・ 津波避難計画の策定
- ・ 業務継続計画の策定
- ・ 災害備蓄計画の策定及び計画に基づいた備蓄物品の購入等
- ・ 八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画の策定
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・ 防災安全マップ（各種ハザードマップ等）の作成
- ・ 各種マニュアル等の作成（避難所運営マニュアル、初動体制マニュアル等）
- ・ 防災訓練の定期実施
- ・ 各関係機関と災害協定の締結

2) おいらせ町商工会の取組

- ・ おいらせ町商工会自身の大規模災害対策マニュアルを作成（平成25年度）
- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知（パンフレットの配布、巡回訪問時の説明等により周知を行っている）
- ・ 東京海上日動火災保険会社と連携した損害保険の加入促進
- ・ 防災備品の備蓄（非常用発電機（携行缶入ガソリン付）、救急医療品セット、スコップ、懐中電灯など、品目等はおいらせ町商工会大規模災害対策マニュアル 第5章 災害予防対策に記載）
- ・ おいらせ町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、平成25年度においらせ町商工会大規模災害対策マニュアルを作成し、令和2年度に改訂を行ったが、緊急時の取組について訓練は実施されておらず、加えて、平時・緊急時の対応を推進するための技術的知識をもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等の職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者は出勤しない・させないといったルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

III 目標

- ・専門家や損害保険会社等と連携を図りながら、地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。
- ・発災時における連絡・情報収集を円滑に行うため、おいらせ町商工会とおいらせ町との間における被害情報報告体制を構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制・関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。これらの取り組みにより、以下の加入推進を目標に実施していく。

各種共済・保険制度への加入推進目標件数：年間 10件

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・おいらせ町商工会とおいらせ町の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・おいらせ町商工会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・令和2年に締結した「大規模災害（地震・津波・台風・水害・火災・土砂崩れ等）時における緊急避難施設としての使用に関する協定書」や、令和2年度に改訂した「おいらせ町商工会大規模災害対策マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況が日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、虚偽の情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・（別添参照）事業継続計画を作成（平成25年度作成、令和2年度改訂）。

3) 関係団体等との連携

- ・代理店業務契約を結んでいる青森県火災共済協同組合や、生命・医療保険の引受契約を締結しているジブラルタ生命、損害保険の引受契約を締結している東京海上日動火災に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・商工会職員による巡回相談を通じて、県・町の最新情報を提供するとともに、BCP計画等の実施状況の確認を行う。併せて変更すべき計画内容等についても確認する。
- ・支援事業の進捗状況を検証するため、（仮称）おいらせ町事業継続力強化支援委員会（構成員：おいらせ町商工会、おいらせ町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。（委員会はおいらせ町商工会に設置）

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・大規模災害（地震、津波、台風、水害、火災、土砂崩れ等）が発生したと仮定し、おいらせ町との連絡ルートの確認等を行う。
- ・訓練は必要に応じて実施する。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等発生時には、人命救助を第一優先とし、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡をする。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認したうえでおいらせ町商工会とおいらせ町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底して行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、おいらせ町新型インフルエンザ等対策本部設置状況等を勘案して、おいらせ町商工会の感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・おいらせ町商工会とおいらせ町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する 等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
- ・青森県地域防災計画に基づき、おいらせ町商工会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること

（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

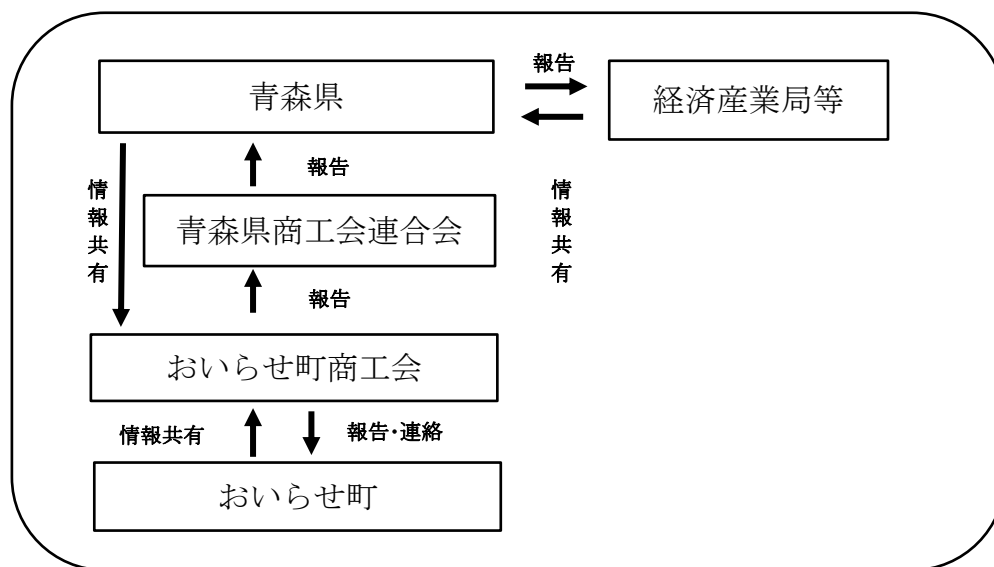
- ・本計画により、おいらせ町商工会とおいらせ町は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

発災後～1週間	被害がわかり次第、都度状況を共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・おいらせ町で取りまとめた「おいらせ町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3.発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動をする際はあらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- ・おいらせ町商工会とおいらせ町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・おいらせ町商工会とおいらせ町が共有した情報を、青森県の指定する方法にておいらせ町商工会より青森県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、おいらせ町商工会とおいらせ町が共有した情報を青森県の指定する方法にておいらせ町商工会又はおいらせ町より青森県へ報告する。



< 4.応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、おいらせ町と相談する。（おいらせ町商工会は、国・県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者向け支援施策（国や青森県、おいらせ町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5.地区内の小規模事業者に対する復興支援 >

- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を青森県等へ相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

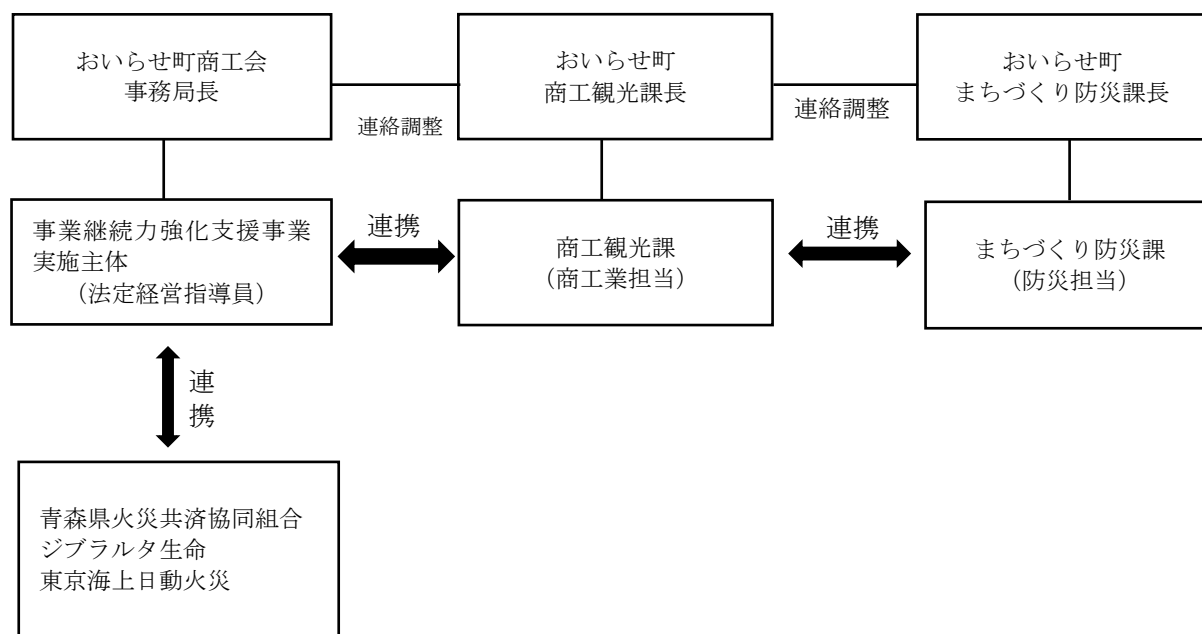
(令和 2 年 1 2 月 現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)

- ① 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制
以下の 6 名の体制で事業を実施する。

事務局長	1 名
法定経営指導員	2 名
補助員	1 名
記帳専任職員	2 名



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 鳥山毅彦 (連絡先は後述 (3) ①参照)

法定経営指導員 甲田 徹 (")

- ② 経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会／商工会議所／関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

おいらせ町商工会

〒039-2136 青森県上北郡おいらせ町中下田123-7

TEL：0178-56-2511 / FAX：0178-56-4877

E-mail：oirase-sho@aomorishokoren.or.jp

②関係市町村

おいらせ町商工観光課

〒039-2289 青森県上北郡おいらせ町上明堂60-6

TEL：0178-56-4703 / FAX：0178-56-4268

E-mail：syokan@town.oirase.aomori.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 委員会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込額を記載すること。

調達方法
会費収入、青森県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。